

特定技能及び育成就労 分野別運用方針 概要 (2026年1月23日閣議決定)

公益財団法人 国際人材協力機構 名古屋駐在事務所

- 
- ①介護分野
 - ②ビルクリーニング分野
 - ③リネンサプライ分野
 - ④工業製品製造業分野
 - ⑤建設分野
 - ⑥造船・船用工業分野
 - ⑦自動車整備分野
 - ⑧航空分野
 - ⑨宿泊分野
 - ⑩自動車運送業分野
 - ⑪鉄道分野
 - ⑫物流倉庫分野
 - ⑬農業分野
 - ⑭漁業分野
 - ⑮飲食料品製造業分野
 - ⑯外食業分野
 - ⑰林業分野
 - ⑱木材産業分野
 - ⑲資源循環分野

※⑧航空分野及び⑩自動車運送分野については「育成就労産業分野」の設定なし
※⑪鉄道分野、⑭漁業分野、⑰林業分野は省略

④ 工業製品製造(製造)業分野

【特定技能制度に関する事項】

令和10年度末までの受入れ見込数		雇用形態
特定技能外国人	199,500人	直接雇用
育成就労外国人	119,700人	直接雇用

【日本語能力水準について】「A1」…N5 「B1」…N3(104点以上)
 「A2.2」:日本語教育の参照枠A2相当のレベル…N4、JFT-BASIC 等
 「A2.1」:日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

1. 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

区分	項目	分野別運用方針
1号特定技能外国人	技能水準	①別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの⇒製造分野特定技能1号評価試験:業務区分単位 ② 別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの ⇒技能検定試験3級又は育成就労評価試験専門級:主たる技能単位 ※主たる技能単位とは、技能実習制度における職種・作業区分に対応するイメージ
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの
2号特定技能外国人	技能水準	別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの ⇒「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション):業務区分単位 ⇒技能検定1級:主たる技能単位
	実務経験	日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験(3年以上)
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

【業務区分及び特定技能外国人が従事する業務】

製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等)に付随的に従事することは差し支えない。

区分	分野別運用方針
ア 1号特定技能外国人	①別表1のa. の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおり
	② 別表3のd. の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおり
イ 2号特定技能外国人	別表2のa. 技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおり

【業務区分及び特定技能外国人が従事する業務】

工業製品製造業分野：特定技能

◆各別表の太黒枠内の試験合格が、特定技能1号(別表1・3)、特定技能2号(別表2)の技能水準となる

◀別表1：1号特定技能外国人関係▶ ※製造分野特定技能1号評価試験の対象

項番	a. 技能水準 特定技能1号評価試験	b. 業務区分(従事する業務): 全業務区分⇒『指導者の指示を理解し、又は自らの判断により』
1	機械金属加工	素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務
2	電気電子機器組立て	電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事する業務
3	金属表面処理	表面処理等の作業に従事する業務
4	紙器・段ボール箱製造	紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事する業務
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務
6	RPF製造	破碎・成形等の作業に従事する業務
7	陶磁器製品製造	陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務
8	印刷・製本	オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事する業務
9	繊維製品製造	繊維製品の製造工程の作業に従事する業務
10	縫製	縫製工程の作業に従事する業務
11	電線・ケーブル製造	電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務
12	プレハブ住宅製品製造	プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務
13	家具製造	家具製品の製造工程の作業に従事する業務
14	定形・不定形耐火物製造	耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務
15	生コンクリート製造	生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務
16	ゴム製品製造	ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務
17	かばん製造	かばんの製造工程の作業に従事する業務

◀別表2：2号特定技能外国人関係▶ ※製造分野特定技能2号評価試験の対象

項番	a. 技能水準 (特定技能2号評価試験)	b. 業務区分(従事する業務): 全業務区分⇒『複数の技能者を指導しながら』
1	機械金属加工	素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務
	特定技能2号評価試験(機械金属加工)及び ビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング 又は生産管理オペレーション) 技能検定1級 (casting, 鍛造, ダイカスト, 機械加工, 金属プレス加工, 鉄工, 工場板金, 仕上げ, 機械検査, 機会保全, 電気機器組立て, プラスチック成形, 塗装, 工業包装, 金属熱処理)	
2	電気電子機器組立て	電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事する業務
	特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及び ビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング 又は生産管理オペレーション) 技能検定1級 (機械加工、仕上げ、機械検査、機会保全、電子機器 組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プ ラスチック成形、工業包装)	
3	金属表面処理	表面処理等の作業に従事する業務
	特定技能2号評価試験(金属表面処理)及び ビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング 又は生産管理オペレーション) 技能検定1級 (めっき、アルミニウム陽極酸化処理)	

【業務区分及び特定技能外国人が従事する業務】

工業製品製造業分野：特定技能

◆各別表の太黒枠内の試験合格が、特定技能1号(別表1・3)、特定技能2号(別表2)の技能水準となる

≪別表3：1号特定技能外国人関係≫ ※育成就労終了者 ⇒従事する業務＝a. 業務区分と同一の「別表1 b. 業務区分(従事する業務)」参照

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成就労終了まで)
1	機械金属加工 2026年度追加予定 ・真空成型 ・フィルム加工 (ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン) ・航空機部品組立て	鋳鉄鋳物鋳造、非鉄金属鋳物鋳造、ハンマ型鍛造、プレス型鍛造、ホットチャンバダイカスト、コールドチャンバダイカスト、普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装、噴霧塗装	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		アルミニウム圧延・押出製品製造(引抜加工)、アルミニウム圧延・押出製品製造(仕上げ)	アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験(初級)	アルミニウム圧延・押出製品製造育成就労評価試験(専門級)
		全体熱処理、表面熱処理(浸炭・浸炭窒化・窒化)、部分熱処理(高周波熱処理・炎熱処理)	金属熱処理育成就労評価試験(初級)	金属熱処理育成就労評価試験(専門級)
		手溶接、半自動溶接	溶接育成就労評価試験(初級)	溶接育成就労評価試験(専門級)
		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(初級)	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(専門級)
	プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(初級)	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(専門級)	
2	電気電子機器組立て 2026年度追加予定 ・真空成型 ・フィルム加工 (ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン)	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、工業包装	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(初級)	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験(専門級)
		プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(初級)	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験(専門級)
3	金属表面処理 2026年度追加予定 ・パフ研磨	電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)

【業務区分及び特定技能外国人が従事する業務】

工業製品製造業分野：特定技能

◆各別表の太黒枠内の試験合格が、特定技能1号(別表1・3)、特定技能2号(別表2)の技能水準となる

《別表3：1号特定技能外国人関係》 ※育成就労終了者 ⇒従事する業務＝a. 業務区分と同一の「別表1 b. 業務区分(従事する業務)」参照

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成就労終了時まで)
4	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級)	コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)
6	RPF製造	RPF製造	RPF製造育成就労評価試験(初級)	製造分野特定技能1号評価試験(RPF製造)
7	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形、圧力鋳込み成形、パッド印刷、排泥鋳込み成形	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(初級)	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験(専門級)
8	印刷・製本	オフセット印刷、製本	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		グラビア印刷	グラビア印刷育成就労評価試験(初級)	グラビア印刷育成就労評価試験(専門級)
9	繊維製品製造	糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		紡績運転(前紡工程)、(精紡工程)、(巻糸工程)、(合ねん糸工程)	紡績運転育成就労評価試験(初級)	紡績運転育成就労評価試験(専門級)
		織布運転(準備工程)、(製織工程)、(仕上工程)	織布運転育成就労評価試験(初級)	織布運転育成就労評価試験(専門級)
		たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造育成就労評価試験(初級)	たて編ニット生地製造育成就労評価試験(専門級)
		織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造	カーペット製造育成就労評価試験(初級)	カーペット製造育成就労評価試験(専門級)
		製網	製網育成就労評価試験(初級)	製網育成就労評価試験(専門級)
		染色(捺染)	染色(捺染)育成就労評価試験(初級)	染色(捺染)育成就労評価試験(専門級)
10	縫製	婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		下着類製造	下着類製造育成就労評価試験(初級)	下着類製造育成就労評価試験(専門級)
		自動車シート縫製	自動車シート縫製育成就労評価試験(初級)	自動車シート縫製育成就労評価試験(専門級)
		タオル製造	タオル製造育成就労評価試験(初級)	タオル製造育成就労評価試験(専門級)
		カーテン縫製	カーテン縫製育成就労評価試験(初級)	カーテン縫製育成就労評価試験(専門級)
11	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造育成就労評価試験(初級)	電線・ケーブル製造育成就労評価試験(専門級)

【業務区分及び特定技能外国人が従事する業務】

工業製品製造業分野：特定技能

◆各別表の太黒枠内の試験合格が、特定技能1号(別表1・3)、特定技能2号(別表2)の技能水準となる

≪別表3：1号特定技能外国人関係≫ ※育成就労終了者 ⇒従事する業務＝a. 業務区分と同一の「別表1 b. 業務区分(従事する業務)」参照

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成就労終了まで)
12	プレハブ住宅製品製造	大工工事、タイル張り、普通旋盤、金属プレス、構造物鉄工、機械板金、建築塗装、金属塗装、噴霧塗装	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		手溶接、半自動溶接	溶接育成就労評価試験(初級)	溶接育成就労評価試験(専門級)
		コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験(初級)	コンクリート製品製造育成就労評価試験(専門級)
13	家具製造	金属プレス、機械板金、家具手加工、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、金属塗装、噴霧塗装、工業包装	技能検定試験(基礎級)	技能検定試験(3級)
		手溶接、半自動溶接	溶接育成就労評価試験(初級)	溶接育成就労評価試験(専門級)
		家具組立て	家具組立て育成就労評価試験(初級)	家具組立て育成就労評価試験(専門級)
		マットレス製造	マットレス製造育成就労評価試験(初級)	マットレス製造育成就労評価試験(専門級)
14	定形・不定形耐火物製造	家具シート縫製	家具シート縫製育成就労評価試験(初級)	家具シート縫製育成就労評価試験(専門級)
		定形耐火物製造	定形耐火物製造育成就労評価試験(初級)	定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級)
		不定形耐火物製造	不定形耐火物製造育成就労評価試験(初級)	不定形耐火物製造育成就労評価試験(専門級)
15	生コンクリート製造	生コンクリート製造	生コンクリート製造育成就労評価試験(初級)	製造分野特定技能1号評価試験(生コンクリート製造)
16	ゴム製品製造	成形加工、押出し加工、混練り圧延加工、複合積層加工	ゴム製品製造育成就労評価試験(初級)	ゴム製品製造育成就労評価試験(専門級)
17	かばん製造	かばん製造	かばん製造育成就労評価試験(初級)	かばん製造育成就労評価試験(専門級)

【特定技能所属機関等に対して特に課す条件】

- ① 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能外国人受入事業実施法人(JAIM)に所属すること。
- ③ 特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準において定める産業を行っていること。
- ④ 特定技能所属機関は、製造業分野における特定技能外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された特定技能の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、育成就労制度において従事した業務とは異なる業務に従事する等の場合には、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。
- ⑦ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付すること。

④ 工業製品製造(製造)業分野

【育成就労制度に関する事項】

令和10年度末までの受入れ見込数		雇用形態
特定技能外国人	199,500人	直接雇用
育成就労外国人	119,700人	直接雇用

【日本語能力水準について】「A1」…N5 「B1」…N3(104点以上)
 「A2.2」:日本語教育の参照枠A2相当のレベル…N4、JFT-BASIC 等
 「A2.1」:日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

1. 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

区分	項目	分野別運用方針
育成就労を開始するまで	日本語能力水準	①「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
		②認定日本語教育機関等におけるA1水準に相当する日本語講習の受講 ※当分の間は登録日本語教師の授業の受講でもよい
育成就労の開始後1年経過時まで	技能水準	別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
育成就労を終了するまで	技能水準	別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの

◆製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

◆本人の意向による転籍制限期間及び本人の移行による転籍に必要な技能水準及び日本語能力水準

転籍制限期間・待遇	条件	分野別運用方針
○当面の間、2年 ○在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて、育成就労の協議会が設定・公表する昇給率によって昇給すること ※転籍制限期間を1年と設定する育成就労実施者には、待遇向上義務なし	技能水準	別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA2.1相当以上の水準と認められるもの

【技能水準・業務区分(従事する業務)】

製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする。

【育成就労実施者に対して特に課す条件】

- 育成就労実施者は、育成就労外国人受入事業実施法人(JAIM)に所属すること。
- 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、経済産業大臣が定める産業を行っていること。
- 育成就労実施者及び監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- 育成就労実施者は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

製造業分野：育成就労

・工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れは、外国人が活動する事業所が次の日本標準産業分類に該当することが必要。

※青字：2026年1月時点で受入れが可能な産業分類、赤字：対象追加の調整を行っている産業分類

コード	項目名
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）
(対象)	
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
13	家具・装備品製造業
(対象)	
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業 (ただし、黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る)
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
(対象)	
141	パルプ製造業
1421~1423	洋紙製造業、板紙製造業、機械つき和紙製造業
1431、1432	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）、段ボール製造業
144、145	紙製品製造業、紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業

コード	項目名
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油精製業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
(対象)	
206	かばん製造業
21	窯業・土石製品製造業
(対象)	
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143、2146	陶磁器製置物製造業、陶磁器製タイル製造業
2151、2152	耐火れんが製造業、不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）

特定技能については、
令和8年6月1日追加予定

コード	項目名
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
(対象)	「274 医療用機械器具・医療用品製造業」及び「276 武器製造業」を除く
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
(対象)	「2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。」
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
(対象)	
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
32	その他の製造業
(対象)	
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業及び人体保護具製造業に限る）
484	こん包業

「中分類11 繊維工業」に該当する事業所

育成就労制度（案）	
○	「中分類 11 繊維工業」に該当する事業所は、以下①～④の4要件を満たすこととする。
①	国際的な人権基準に適合し事業を行っていること ※繊維産業の実情を踏まえ、以下の(i)に加え、育成就労制度施行後5年間(ii)も選択できることとする。 (i) 経済産業省が指定する認証・監査への対応 (ii) 受入れ事業者及び監理支援機関による「繊維産業の監査要求事項・評価基準(JASTI)」に関する研修の受講及び受入れ事業者による自己チェック ※自己チェックについては、労務担当者の署名+従業員が確認できる場所への掲示をあわせて行う。
②	勤怠管理を電子化していること
③	パートナーシップ構築宣言を実施していること
④	育成就労外国人の給与を月給制とすること
※	「中分類11繊維工業」の事業者の育成就労制度の支援を行う監理支援機関のうち、監理支援を行う受入れ事業者がJASTIに関する研修及び自己チェックで上乗せ要件に対応する者については、JASTIに関する研修の受講を義務付け、JASTIの知見も踏まえ「中分類11繊維工業」の事業者に対する定期監査を行うことで、受入れ事業者とともに育成就労制度における「国際的な人権基準に適合し事業を行っていること」の確保や繊維業界の人権取組の向上等を図る。

監理支援機関の業務の実施に関する基準として、「中分類11—繊維工業」に該当するものを行っている育成就労を行わせる事業所において、監理支援機関が、監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合には、協議会決定事項を講ずること

コード	項目名
22	鉄鋼業
(対象)	
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素形材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業 (ただし、鉄粉製造業に限る)
23	非鉄金属製造業
(対象)	
2332	アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押し出しを含む)
2341	電線・ケーブル製造業 (光ファイバケーブルを除く)
235	非鉄金属素形材製造業

コード	項目名
24	金属製品製造業
(対象)	
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
2446	製缶板金業（ただし、高圧ガス用溶接容器・バルブ貯蔵製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（ただし、アルミニウム陽極酸化処理業及びパワ研磨業に限る）
2471	くき製造業
2479	その他の金属線製品製造業（ただし、溶接材料製造業に限る）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ただし、ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る）
25	はん用機械器具製造業
(対象)	「2591 消火器具・消火装置製造業」を除く

RPF製造業

- （RPF製造業）「細分類3299—他に分類されないその他の製造業（ただし、RPF製造業に限る。）」に該当する事業所は、以下の全ての要件を満たすこと。
 - ① JIS Z7311:2010 認証を受けている工場又は300トン/月以上の生産能力を有する工場である。
 - ② 安全管理者又は安全衛生推進者を選任している。
 - ③ 安全衛生委員会を設置し、毎月1回以上開催するとともに、議事の概要を労働者に周知している。
 - ④ 日本RPF工業会が定めるひな型に準じた安全衛生規定を制定している。

ゴム製品製造業

- （ゴム製品製造業）「混練り圧延加工」を主たる技能とする育成就労外国人がゴム製品製造育成就労評価試験（初級）合格までの間に当該技能の作業(注)の就労が可能となる条件は下記のとおりとする。なお、「成形加工」「押し出し加工」「複合積層加工」の関連業務で従事する場合にも適用される。
 - ・ 育成就労指導員（（一社）日本ゴム工業会が提示した基準の技能を有し（一社）日本ゴム工業会に登録した者）により常時補助を行い、育成就労指導員が育成就労外国人のすぐそばにあり、緊急時の設備停止を保證できること。
 - ・（一社）日本ゴム工業会が提示したチェックリストに基づき、育成就労指導員が常時補助を行っていることを育成就労責任者が毎日チェックを行い、その結果を保管すること。(注)作業とは、「材料投入作業」「混練り圧延設備による加工作業」「形状仕上げ作業（シート巾裁断）」を示す。

こん包業

- 「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、日本梱包工業組合連合会に所属していること（又はそれと同等の上乗せ基準となるよう検討中）。

印刷・同関連業

- 「中分類15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、全日本印刷工業組合連合会、全国グラフィック協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会のいずれかに所属していること。

金属熱処理業

- 「金属熱処理」、「表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）」又は「部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）」を主たる技能とする育成就労外国人を受け入れる事業所は、以下の①又は②の要件を満たすこと。
 - ① 専業で金属熱処理を行っている事業所（日本標準産業分類の細分類2465に該当する事業所）
 - ② 事業の一部に金属熱処理の部署等があり、以下の両方の要件を満たす事業所
 - ・ 金属熱処理に専属で従事している常勤職員が10名以上在籍していること
 - ・ 金属熱処理技能士（特級又は1級）が1名以上勤務していること

⑮ 飲食料品製造分野

【特定技能制度に関する事項】

1. 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

令和10年度末までの受入れ見込数		雇用形態
特定技能外国人	133,500人	直接雇用
育成就労外国人	61,400人	直接雇用

【日本語能力水準について】「A1」…N5 「B1」…N3(104点以上)
 「A2.2」:日本語教育の参照枠A2相当のレベル…N4、JFT-BASIC 等
 「A2.1」:日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

区分	項目	分野別運用方針
1号特定技能外国人	技能水準	①別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
		② 別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準と認められるもの
2号特定技能外国人	技能水準	別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの
	実務経験	飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験(2年以上)
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のB1相当以上

【業務区分及び特定技能外国人が従事する業務】

飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。
 なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業)に付随的に従事することは差し支えない。

区分	分野別運用方針
1号特定技能外国人	①別表1のa. の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおり
	② 別表3のd. の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおり
2号特定技能外国人	別表2のa. 技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分(従事する業務)の欄に定めるとおり

【経過措置】上記、「1号特定技能外国人の技能水準①」及び「2号特定技能外国人の技能水準」並びに「業務区分及び特定技能外国人が従事する業務アとイ」については、閣議決定日から令和9年3月31日までの間は、なお従前の例による。

【技能水準・業務区分（従事する業務）】

飲食料品製造分野：特定技能

◆各別表の太黒枠内の試験合格が、特定技能1号(別表1・3)、特定技能2号(別表2)の技能水準となる

◀別表1：1号特定技能外国人関係▶ ※製造分野特定技能1号評価試験の対象

項番	a. 技能水準)	b. 業務区分(従事する業務):
1	飲食料品製造業 特定技能1号評価試験	飲食料品製造業 (飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、飲食料品製造工程の作業に従事する業務))
2	水産加工業 特定技能1号評価試験	水産加工業 (水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保(指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、水産加工工程の作業に従事する業務))

◀別表2：2号特定技能外国人関係▶ ※製造分野特定技能2号評価試験の対象

項番	a. 技能水準)	b. 業務区分(従事する業務):
1	飲食料品製造業 特定技能2号評価試験	飲食料品製造業 (飲食料品製造業(飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)に加え、飲食料品製造業に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、飲食料品製造の作業に従事し、工程を管理する業務))
2	水産加工業 特定技能2号評価試験	水産加工業 (水産加工業(水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保)に加え、水産加工業に関する管理業務(複数の技能者を指導しながら、水産加工の作業に従事し、工程を管理する業務))

◀別表3：1号特定技能外国人関係▶ ※育成就労終了者 ⇒従事する業務＝a. 業務区分と同一の「別表1 b. 業務区分(従事する業務)」参照

飲食料品製造業育成就労評価試験(初級)合格が受験資格となる

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準(1年経過時まで)	d. 技能水準(育成就労終了時まで)
1	飲食料品製造業 (飲食料品(酒類を除く。))の製造・加工及び安全衛生の確保)	飲食料品製造業全般	飲食料品製造業育成就労評価試験(初級)	飲食料品製造業特定技能1号評価試験 ※
		缶詰巻締	缶詰巻締育成就労評価試験(初級)	缶詰巻締育成就労評価試験(専門級)
		食鳥処理加工	食鳥処理加工育成就労評価試験(初級)	食鳥処理加工育成就労評価試験(専門級)
		牛豚部分肉製造	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(初級)	牛豚食肉処理加工育成就労評価試験(専門級)
		牛豚精肉商品製造		
		惣菜製造	惣菜製造育成就労評価試験(初級)	惣菜製造育成就労評価試験(専門級)
		農産物漬物製造	農産物漬物製造業育成就労評価試験(初級)	農産物漬物製造業育成就労評価試験(専門級)
		ハム・ソーセージ・ベーコン製造	技能検定基礎級	技能検定3級
パン製造	技能検定基礎級	技能検定3級		
2	水産加工業 (水産加工品の製造・加工及び安全衛生の確保)	水産加工品製造 (保蔵のための処理として加熱処理・脱水処理・低温処理の3つから選択)	水産加工育成就労評価試験(初級)	水産加工育成就労評価試験(専門級)
		水産練り製品製造	技能検定基礎級	技能検定3級

【特定技能所属機関等に対して特に課す条件】

- ① 特定技能所属機関は、特定技能の協議会の構成員になること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ③ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、特定技能の協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び特定技能の協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。
- ⑦ 特定技能外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをやっていること。

⑮ 飲食料品製造分野

【育成就労制度に関する事項】

1. 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

令和10年度末までの受入れ見込数		雇用形態
特定技能外国人	133,500人	直接雇用
育成就労外国人	61,400人	直接雇用

【日本語能力水準について】「A1」…N5 「B1」…N3(104点以上)
 「A2.2」:日本語教育の参照枠A2相当のレベル…N4、JFT-BASIC 等
 「A2.1」:日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

区分	項目	分野別運用方針
育成就労を開始するまで	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
		認定日本語教育機関等におけるA1水準に相当する日本語講習の受講 ※当分の間は登録日本語教師の授業の受講でもよい
育成就労の開始後1年経過時まで	技能水準	別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準の水準と認められるもの
育成就労を終了するまで	技能水準	別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA2.2相当以上の水準の水準と認められるもの

◆飲食料品製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa.業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb.主たる技能の欄に定めるとおりとする。
 その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあわせて、飲食料品製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

◆本人の意向による転籍制限期間及び本人の移行による転籍に必要な技能水準及び日本語能力水準

転籍制限期間・待遇	条件	分野別運用方針
○当面の間、2年 ○1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、育成就労の協議会が設定・公表する昇給率によって昇給すること	技能水準	別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの
	日本語能力水準	「日本語教育の参照枠」のA2.1相当以上の水準の水準と認められるもの

パブリックコメントにおける案:飲食料品製造業分野として雇用できる産業

- 中分類09 食料品製造業
- 小分類101 清涼飲料製造業
- 小分類103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 小分類104 製氷業
- 小分類583 食肉小売業(ただし、食料品製造を行うものに限る)
- 細分類5621 総合スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る)
- 細分類5811 食料品スーパーマーケット(ただし、食料品製造を行うものに限る)
- 細分類5861 菓子小売業(製造小売)
- 細分類5863 パン小売業(製造小売)
- 細分類5896 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業(ただし、豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る)

【技能水準・業務区分(従事する業務)】

飲食料品製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする。

【育成就労実施者に対して特に課す条件】

- ① 農産物漬物製造を主たる技能とする場合は、次に掲げる要件を満たす事業所であること。
 - i 農産物漬物製造について、周年操業している施設であること。
 - ii 漬物製造管理士2級以上の有資格者が在籍している育成就労実施者であること。
 - iii 水産物を加えた場合は、水産物の使用量が農産物の使用量より少ないものに限る。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ③ 育成就労実施者は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、育成就労外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。
- ⑤ 育成就労外国人が業務に従事する事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定のものをやっていること。



ありがとうございました

JITCO名古屋駐在事務所

愛知県名古屋市中区栄2-9-26

ポーク名古屋ビルA館 7階

Tel 052-217-2310